

湖東地区斎場を使用される皆様へ

火葬日時は 月 日 午前・午後 時からです。

納棺時のご注意

お棺の中には次のものは絶対に入れないでください。火葬時間が大幅に延びたり、多量の煙が出る原因になります。

お棺と共に火葬できないと判断されたものは、お持ち帰りいただきます。

- ・ガラス類、瀬戸もの、金属類、ビニール類、ナイロン類
- ・厚手の衣類（ジャンパー、スーツ等）、ベッド、マットレス等
- ・缶ビール、缶ジュース、ビン入りの酒や飲料（爆発の原因になります。）
- ・化粧品等 ・その他、燃えにくいものや、燃やすと危険なもの

出棺時のご注意

- ・故人の体内にペースメーカー等が埋め込まれている場合は、職員にお知らせください。
- ・出棺まで使用したドライアイスや防臭剤等は、取り除いてください。
- ・斎場には火葬日時の15分前から20分前までに到着するようお願いいたします。到着の遅れや、早すぎる到着は、他の使用者のご迷惑となります。

火葬に係る時間

- ・概ね次のとおりです。
火葬 約45分～60分、冷却 約10分～15分、収骨 約15分～20分

待合室の使用上のご注意

- ・飲料水の自動販売機や給水器は設置しておりません。
- ・給湯室にお湯のポットを準備しておりますが、茶葉、湯呑みやコップ、急須等は準備していませんので、各自でご用意ください。
- ・お帰りの際は、片付けの上、お供え物やゴミはお持ち帰りください。

必ず持参するもの

- ・埋火葬許可証
- ・斎場使用許可証（※）

※潟上市、八郎潟町及び井川町の方は、斎場使用料の納付は不要なため、火葬前日まで又は火葬当日に斎場窓口にて斎場使用許可申請書を提出しますと、斎場使用許可証を交付します。火葬当日に手続する場合は、斎場使用許可証の持参は不要です。

※潟上市、八郎潟町及び井川町以外の方は、斎場使用料の納付が必要です。火葬の前日までに斎場窓口にて斎場使用許可申請書を提出し、斎場使用料を納付の上、斎場使用許可証の交付を受けてください。火葬当日に手続することはできませんのでご注意ください。

ご不明な点は、湖東地区斎場（電話018-853-0471）へお問い合わせください。